

埼玉県労働委員会マスコットキャラクター募集要項

1 募集目的

埼玉県労働委員会は、労働者と使用者の間で紛争が起き、当事者間では解決が困難な場合に、公平・公正・中立な立場から紛争を解決するお手伝いをしています。

このたび、当委員会の認知度向上のため、PR キャラクターを作成することとし、そのキャラクターデザインを募集します。

2 主催

埼玉県労働委員会

3 応募資格

県内在住・在勤・在学であること

4 応募期間

令和7年7月1日(火)から8月31日(日)まで

5 応募内容

(1) マスコットキャラクターの名前と全身像のデザイン画

以下のような労働委員会のイメージを具現化したもの

- ・ 埼玉県
- ・ 公平・公正・中立
- ・ 個人も会社も組合も利用できます
- ・ お話をじっくり聞きます
- ・ 一緒に解決策を探します

(2) マスコットキャラクターの説明(由来や特徴、デザインに込めた思い等)

6 デザイン画の規格

- ・ マスコットキャラクターの全身像のデザイン(正面必須、側面・背面は任意)
- ・ 作品形式は平面で、色彩・技法は自由(フルカラー)
- ・ デジタルデータで提出(A4 サイズにデザインし、JPEG 又は PNG で提出。容量は10MB 以下)

*1体ではなく、複数体でも可。

7 用途及び使用者

埼玉県労働委員会の周知・広報のため、チラシ、パンフレット、ホームページ等に使用します。使用者は、埼玉県及び埼玉県労働委員会です。

8 応募方法

(1) 応募票

「埼玉県労働委員会マスコットキャラクター応募票」を埼玉県労働委員会のホームページからダウンロード又は印刷し、必要事項を御記入の上、メール添付にて御提出ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/mascotcharacter.html>

(2) 件名

「埼玉県労働委員会マスコットキャラクター応募」として、メール本文にお名前と御連絡先を御記載ください。

＊複数の作品があり容量が大きくなる場合は、次ページ「11 応募・問合せ先」の担当者宛に御連絡ください。引取便のメールを送付します。

(3) 提出先Eメールアドレス

a6452-02@pref.saitama.lg.jp

9 選考方法、結果発表

埼玉県労働委員会マスコットキャラクター選考委員会を設置し、選考委員が次の基準により選考し、結果を発表します。

(1) 選考基準

ア イメージの具現化

…5(1)の労働委員会のイメージを具現化したキャラクターであるか

イ 親しみやすさ

…若者から大人まで、幅広い世代にとって親しみやすいデザインであるか

ウ 独創性

…他のマスコットキャラクターと比べて独自性があるか

エ 視認性・デザイン性

…チラシ、パンフレット、ホームページ等で使用した際に映えるデザインか

(2) 最優秀賞(採用作品)1点を選考

(3) 受賞者には直接通知するとともに、記念品を贈呈する他、氏名を埼玉県労働委員会のホームページ等で発表

10 応募に関する留意事項及び個人情報の取扱いについて

(1) 応募作品は、返却しません。

(2) 応募作品は、自作かつ未発表の作品に限ります。

(3) 生成AIを使用した作品は応募できません。

(4) 採用作品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条を含む)は埼玉県労働委員会に帰属します。また、応募者は、採用作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

(5) 採用作品は、埼玉県労働委員会においてアレンジする場合があります。また、必要に

応じて修正や変更を行うことがあります。

- (6) 採用作品は媒体又は方法を問わず、埼玉県労働委員会が必要と認める範囲内で任意に利用できるものとします。この場合、埼玉県労働委員会はその目的の範囲内で採用作品を改変できるものとします。
- (7) 応募票等に記載された個人情報、厳重に管理の上、この公募選考の用途以外の使用や外部への提供は一切行いません。
- (8) 上記事項について、応募された段階で同意が得られたものとします。

11 応募・問合せ先

埼玉県労働委員会事務局審査調整課 審査調整第二担当 浅井・石坂

電話 048-830-6465(直通)

メール a6452-02@pref.saitama.lg.jp